

(別紙)

令和6年度 狩猟者登録手続きについて

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課

東部管内における令和6年度狩猟者登録について以下のとおり実施します。

1 申請受付日程

(1) 猟友会会員 ※裏面の「3 その他」の(2)を参照

実施期日	受付時間	受付場所	受付対象者
9月24日(火)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市武道館 (住所:鳥取市東 町一丁目326)	鳥取地区(久松、醇風、遷喬、修立、日進、 明德、富桑城北、浜坂、中ノ郷、面影、稲葉 山、岩倉、美保、美保南、津ノ井、若葉台、 倉田、米里大和、美穂、大正、神戸、東郷、 明治、豊実)
9月25日(水)	午前9時から 午後4時まで		鳥取地区(松保、大郷、吉岡、末恒、賀露、 湖山、湖山西、湖南、千代水)国府町、福部 町
9月30日(月)	午後1時から 午後4時まで	県庁第2庁舎9階 第21会議室 (住所:鳥取市東 町一丁目271)	八頭地区(八頭町)
10月8日(火)	午前9時から 午後2時まで	県庁本庁舎地階 第6会議室	気高地区
10月10日(木)	午前10時から 午後5時まで	県庁本庁舎地階 第6会議室	八頭地区(智頭町、若桜町)
10月17日(木)	午前9時から 正午まで	県庁本庁舎地階 第6会議室	鳥取南地区
10月18日(金)	午前9時から 正午まで	県庁本庁舎地階 第6会議室	岩美地区

(2) 猟友会会員以外

実施期日	受付時間	受付場所	登録対象者
9月17日(火)から翌年2月28日(金)まで随 時受付((1) の日程及び土日・祝日を除く)	午前9時から正午 午後1時から3時	県庁本庁舎7階 自然共生課	全対象者

2 申請手続

申請書に次に掲げる書類等を添えて申請してください。

令和6年度からの変更点

- ・複数種登録する場合でも申請書1枚で受付可能になりました。(手数料の納付、納税納付書の提出は従来どおり免許種毎に必要です。)
- ・銃砲所持許可証(原本、写し)の提出は不要になりました。

- (1) 写真 2枚(申請前6ヶ月以内に撮影したもので、無帽、正面、上三分身、無背景
縦3.0cm×横2.4cmで裏面に氏名、撮影年月日を記載。カラー写真が望ましい。)
 - (2) 3千万円以上の人身損害賠償共済・保険に加入していることを証する書面
 - (3) 登録手数料及び狩猟税 金額は裏面参照
 - (4) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要書類 ※該当者のみ
 - ア 許可捕獲者(いわゆる有害鳥獣捕獲者) 以下(ア)または(イ)の書類
 - (ア) 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された許可証(報告欄を記載し、備考欄に捕獲日か捕獲出勤日を必ず記載)の写し
 - (イ) 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された従事者証の写しと、捕獲等の結果を示す書面(捕獲日か捕獲出勤日を必ず記載)の写し
- ※やむを得ない理由で写しを提出できない場合は、許可権者(市町村長)から証明をもらってください。

イ 対象鳥獣捕獲員

市町村長による対象鳥獣捕獲員の証明書

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

※証明書の取得にあたっては従事している認定鳥獣捕獲等事業者とご相談ください。

<狩猟者登録に必要な狩猟税・登録手数料額>

狩猟免許の区分	狩猟者登録年度の 県民税に係る区分	狩猟税 (円)			登録手数料 (円)
		通常税額	特例税額		
			<u>許可捕獲者 (いわゆる有害 鳥獣捕獲者)</u>	対象鳥獣捕獲 員、認定鳥獣 捕獲等事業者 の捕獲従事者	
第一種銃猟免許 (装薬銃) (空気銃)	①県民税の所得割額を納める者 ②①の者の控除対象配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する人を除く)	16,500	8,200	免除	1,800
	県民税所得割額の納付を要しない者 (注)狩猟税納付書の「狩猟税に関する証明書」欄に市町村等の証明が必要です。	11,000	5,500	免除	1,800
網猟またはわな猟免許	①県民税の所得割額を納める者 ②①の者の控除対象配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する人を除く)	8,200	4,100	免除	1,800
	県民税所得割額の納付を要しない者 (注) 狩猟税納付書の「狩猟税に関する証明書」欄に市町村等の証明が必要です。	5,500	2,700	免除	1,800
第二種銃猟免許 (空気銃)		5,500	2,700	免除	1,800

- ※1 第一種銃猟免許を受けた方が、装薬銃と空気銃を併せて使用される場合は、空気銃に係る狩猟税は課税されません。
 2 先に空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟免許の登録を受けている方が、その登録期間中に装薬銃を使用するために第一種銃猟免許の登録をされる場合は、空気銃に係る狩猟税に加えて装薬銃に係る狩猟税が課税されます。

3 その他

- (1) 狩猟者登録手続きには狩猟免許番号が必要ですので、狩猟免許状を持参するなど、番号がわかるよう準備をお願いします。
 (2) 1の(1) 猟友会員の日程で登録申請を行う場合は、事前に鳥取県猟友会への入会手続きを行い、申請書類を各地区猟友会に提出する必要がありますので御承ください。
 ただし、鳥取地区が所管する地域にお住まいの場合、鳥取地区の登録申請受付日程で、同日に鳥取県猟友会への入会手続きを行うことが可能です。詳しくは鳥取県猟友会にお問い合わせください。

4 問い合わせ先

内容	担当	電話番号
狩猟者登録受付に関すること	県自然共生課	0857-26-7872
狩猟税に関すること	東部県税事務所課税課	0857-20-3516